

学校教育目標



須和田が丘

夢 に向かっていく生徒
命 を大切に作る生徒
絆 を互いに深め合う生徒

令和4年度
学校だより No. 18
令和4年9月14日

市川市立第二中学校
校長 石田 清彦

ホームページ <http://www.dai2-tyu.ichikawa-school.ed.jp/>

新型コロナウイルスに関する登校判断の変更について

市川市教育委員会より、新型コロナウイルス感染症の対応について、一部見直しの通知がありましたので、お知らせいたします。

(1) 生徒の感染（陽性）が確認された場合

①有症状の場合

- 自宅療養をしている場合は、発症日の翌日から7日間経過し、かつ症状が軽快してから24時間が経過した場合は、8日目に療養期間の解除が可能となり、登校できます。（10日間が7日間に短縮されました）この場合、例えば5日目に軽快していれば、登校を控える期間は7日間となりますが、7日目に軽快した場合は、さらに24時間（2日間）の期間を要することとなります。
- 入院している場合は、発症日の翌日から10日間経過し、かつ症状が軽快してから72時間経過した場合は、11日目から療養期間の解除が可能となります。

②無症状の場合

- PCR検査等の受検日の翌日から7日間、登校を控えていただき、8日目に療養期間の解除が可能となり、登校できます。
- 5日目に検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目に療養期間の解除が可能となり、登校できます。ただし、検査キットは医療用抗原定性キットを使用していただき、登校に際しては学校にご相談ください。

③登校が可能となった後の対応

- 登校可能となった場合でも、有症状の場合は10日間、無症状の場合は7日間が経過するまでは、感染リスクが残ります。このため、検温などによる健康状態の確認のほか、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用を避けるなど、感染予防行動の徹底をお願いいたします。

(2) 生徒が濃厚接触者となった場合

※学校だよりNo16でお知らせした内容と変更はありませんが、「検査キットによる検査」について、追記しています。

- 同居するご家族に感染が確認され、家庭内で生徒が濃厚接触者となった場合は、「感染者が発症した日(※)または家庭内での感染対策を講じた日」の遅い方の日の翌日から5日間登校を控え、健康観察をして頂くこととなります。そして5日間症状がなければ、6日目から登校できます。
※感染者が無症状の場合はPCR検査等を受検した日
- 「家庭内での感染対策を講じた日」とは、家庭内においてマスクを着用する、食事を別にとる、居住空間を分ける等、感染者との接触を避ける対策を始めた日となります。
- 検査キットにより、2日目及び3日目の2日間検査を行い、陰性を確認した場合には、3日目から登校が可能となります。ただし、検査キットは医療用抗原定性キットを使用していただき、登校に際しては学校にご相談ください。
- 同居家族が濃厚接触者等になりPCR検査を受検した場合であっても、生徒に発熱等の風邪症状がなければ、同居家族が受検したことだけを理由として登校を控えていただく必要はありません。また、同居家族に発熱等の風邪症状があっても、医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染の疑いがないと判明した場合は、登校を控えていただく必要はありません。